

旭ビルウォール株式会社  
取引事業者災害防止協議会 運営規定

第一章 総 則

第1条 (名称)

名称は「旭ビルウォール株式会社取引事業者災害防止協議会」とする。  
略称は「AGB 災害防止協議会」とする。

第2条 (事務所の所在地)

本会は事務所を旭ビルウォール株式会社（以下、「AGB」という。）本社内に置くものとする。

第3条 (目的)

本会は AGB と会員各社の意思の疎通を図り、相互協力により、安全の確保、労働災害の防止に努め、合わせて会員各社の事業発展に寄与することを目的とする。

第二章 業 務

第4条 (業務)

AGB 災害防止協議会の業務は AGB と綿密な連携を保ちながら、主として下記の業務を行うものとする。

- 1、安全衛生巡視の実施
- 2、定期総会、安全大会の開催
- 3、技術向上のための各種教育、講習会の開催、支援
- 4、労働災害に関する互助

第三章 会 員

第5条 (会員の資格)

AGB と労務請負または外注請求のある協力会社すべてを会員とする。

## 第6条 (会員構成)

正会員 正会員は現場労働災害適用の対象者がいる労務請負会社及び外注会社とする。但し、資機材納入業者・運送業者を除くものとする。

正会員は AGB と取引を開始した時点で会員としての資格が発生し、取引の終了を持って喪失するものとする。

賛助会員 賛助会員は AGB と取引のある部材製作等、現場労災適用外の会社であるが、災害防止活動に必要な業種（特注製作材料納入、運搬、資機材、産廃処理）で、過去1年以内に AGB と取引があった会社とする。

賛助会員は正会員同様、取引を開始した時点で会員としての資格が発生し、取引の終了を持って喪失するものとする。

## 第7条 (会費)

正会員 正会員の会費は会社への毎月の請求額に次の徴収率を乗じた額とする。

(1) 労務請負の請求額に対しては 0.3%(百万に対し 3,000 円)

(2) 外注請負の請求額に対しては 0.09%(百万に対して 900 円)

賛助会員 AGB との過去一年間の取引額に応じ、以下のとおりとする。

取引額 1 億円以上 年間 50,000 円

1 千万円 以上 1 億円 未満 年間 20,000 円

3 百万円 以上 1 千万円 未満 年間 10,000 円

## 第8条 (会費納入方法)

正会員の会費徴収方法は毎月、工事支払請求額から第7条の徴収率に基づき計算し、自動的に徴収されるものとする。

賛助会員の請求額については AGB 災害防止協議会事務局から年間分を請求し、請求に基づき納付するものとする。

## 第9条 (臨時会費の徴収)

臨時会費は必要に応じ役員会で決定し、徴収することができる。

## 第10条 (補助金)

AGB 災害防止協議会は AGB に補助金を求めることができる。

## 第11条 (会費の返還)

会費の返還は一切行わない。

## 第 12 条（退会）

次のものは退会とする

1. 会員のうち AGB と契約終了、又は取引がない場合は原則退会とする。  
(再度取引が発生した場合に会員として参加する。)
2. 本会の目的に反し、役員会が決議し、且つ AGB が認めた者は退会とする。

## 第四章 役 員

### 第 13 条（役員及び事務局等）

本会の運営にあたって正会員・賛助会員の中から互選により下記の役員を選出する。  
役員は会長・副会長・理事・会計監査を役員とする。事務局は AGB 安全専任者とする。

会 長	1 名	
副会長	2 名	
理 事	若干名	
会計監査	1 名	AGB 指名
事務局・相談役	若干名	AGB 安全専任者及び AGB 役員

### 第 14 条（任務）

会長は本会を代表し、AGB と協調し、第 4 条の業務を統括し、総会の議長となる。  
副会長は会長を補佐し、会長に任務遂行上支障が生じた場合は任務を代行する。  
理事は会長、副会長を補佐し、会の運営の責に任ずる。  
会計監査は会費の使途を確認、会の財務状態の把握し他の役員・会員に報告する。  
事務局・相談役は役員を補佐し、会の運営事務等を担う。

### 第 15 条（役員の任期）

役員の任期は 2 年とする。但し再選は妨げない。役員に欠員が生じた場合は役員会において補選する。

## 第五章 会 議

### 第 16 条（総会）

総会は定時総会と臨時総会とし、定時総会は毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。  
臨時総会は、役員会が必要と認めた時に開催する。

第 17 条 （安全大会）

安全大会は年に 1 回開催するものとし、AGB 災害防止協議会が主催する。

第 18 条 （役員会）

役員会は必要に応じ会長が招集し、此の会則に定める物のほか次の事項を審議する。

1. 総会に提出する議案
2. 会の遂行についての必要と認める事項
3. 互助金の支払い認定
4. その他、役員 の提案事項

## 第六章 会 計

第 19 条 （会計年度）

本会の事業及び会計年度は 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる 1 年間とする。

但し初年度は、前 AGB 工事安全協力会及びサンクリート会を解散し、新体制に移行した日からその年の 12 月 31 日までとする。

以上